

令和 7 年度

長浜市支え合いの地域づくり推進委員会

第 1 回

〔令和 7 年 12 月 17 日 (水) 開催〕

会 議 資 料

長浜市 健康福祉部 長寿推進課

資料①

■ 長浜市高齢者保健福祉審議会委員名簿 (任期: 令和10年7月31日まで) <敬称略>

No.	種別	所属団体等	氏名	備考
1	学識経験者	敦賀市立看護大学	北村 隆子	支合委
2		滋賀県立長浜北星高等学校	松井 秀徳	
3	保健医療 関係者	(社)湖北医師会	松井 善典	
4		(社)湖北歯科医師会	澤 秀樹	
5		(社)湖北薬剤師会	久留島 文治	
6		長浜市健康推進員協議会	富士野 純子	
7	福祉関係者	長浜市民生委員児童委員協議会	藤森 忠夫	支合委
8		(公社)滋賀県社会福祉士会	宮川 和彦	
9		(福)長浜市社会福祉協議会	大橋 知子	
10		湖北地域介護サービス事業者協議会	堤 しのぶ	
11			有村 剛	
12		湖北認知症の人を支える家族の会いぶきの会	伊吹 清栄	支合委
13		滋賀県介護・福祉人材センター	藤田 健介	
14	被保険者代表	公募委員(第1号被保険者)	石田 孝男	支合委
15		公募委員(第2号被保険者)	西堀 靖子	
16	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	橋爪 聖子	
17	その他市長が 必要と認めた者	長浜市連合自治会	田中 道孝	支合委
18		(公社)長浜市シルバー人材センター	伊藤 彰宏	支合委

1	専門委員	大谷大学	山下 憲昭	支合委
2		西黒田きんたろうサポート会	橋本 文男	支合委
3		高時地区地域づくり協議会	奥村 宏明	支合委
4		虎姫福祉の会	上阪 満	支合委
5		西浅井ふくしの会	安原 秀男	支合委
6		(福)長浜市社会福祉協議会	山岡 伸次	支合委
7		長浜市健康福祉部	伊藤 仁文	密着委
8		長浜市健康福祉部長寿推進課	河瀬 恵子	密着委

※「密着委」…「長浜市地域密着型サービス運営委員会」 「支合委」…「長浜市支え合いの地域づくり推進委員会」

■ 長浜市高齢者保健福祉審議会規則 (平成25年10月1日規則第74号)

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）第6条の規定に基づき、長浜市高齢者保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市介護保険事業計画の検討に関すること。
- (2) 長浜市高齢者保健福祉計画の検討に関すること。
- (3) 長浜市介護保険事業の運営に関すること。
- (4) その他長寿社会対策に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表（公募により市長が選任した者を含む。）
- (5) 費用負担関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

6 会長は、協議会の議事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができるものとする。

- (1) 軽微の決定を要する事項
- (2) 緊急の決定を要する事項
- (3) 既決事項の軽微な変更

(4) 会長が特に必要と認めたとき。

7 前項の規定による協議会の議事は、委員が提出した書面評決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会及び部会)

第6条 条例第4条の規定に基づき、審議会に次に掲げる組織を置く。

(1) 長浜市地域密着型サービス運営委員会

(2) 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会

(3) 審議会において設置することを必要と認めた部会

2 前項各号に掲げる組織の委員は、第3条第1項の規定により委嘱若しくは任命された委員又は条例第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員のうちから会長が指名する。

3 第1項第3号に規定する部会の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(地域密着型サービス運営委員会)

第7条 長浜市地域密着型サービス運営委員会（以下「密着委員会」という。）の所掌する事務は、次に掲げるものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業（以下「地域密着型サービス事業等」という。）を行う事業者の選考に関すること。

(2) 地域密着型サービス事業等を行う事業者の指定、指定の拒否及び指定の取消しに関すること。

(3) 地域密着型サービス事業等に係る事業者の指定基準及び費用の額に関すること。

(4) 地域密着型サービス事業等の実施状況の評価に関すること。

(5) その他地域密着型サービス事業等の適正な運営に関し市長が必要と認めること。

2 密着委員会の委員は、10人以内とし、市長が委嘱又は任命する。

3 密着委員会に委員長を置き、委員長は、密着委員会の委員の互選により定める。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、密着委員会の委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

5 第5条の規定は、密着委員会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「密着委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「委員」とあるのは「密着委員会の委員」と読み替えるものとする。

6 密着委員会の委員の利害に関する事項の審議を行う場合は、密着委員会の決定により、当該委員を審議に参加させないものとする。

7 第1項第1号及び第2号に規定する事務を議事とする密着委員会の会議は、非公開とする。

8 審議会は、密着委員会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(支え合いの地域づくり推進委員会)

第7条の2 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会（以下「支え合い委員会」という。）の所掌する事務は、次に掲げるものとする。

(1) 法第115条の45第2項第5号に規定する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）について、市域全体の法第115条の45に規定する事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）の推進方策について検討を行うこと。

(2) 生活支援体制整備事業に関わる多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、情報共有及び連携強化を行うこと。

(3) その他介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備に關し必要な事項

2 支え合い委員会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱又は任命する。

3 前条第3項から第6項まで及び第8項の規定は、支え合い委員会の会議について準用する。この場合において、「密着委員会」とあるのは、「支え合い委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部長寿推進課において処理する。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第26号）

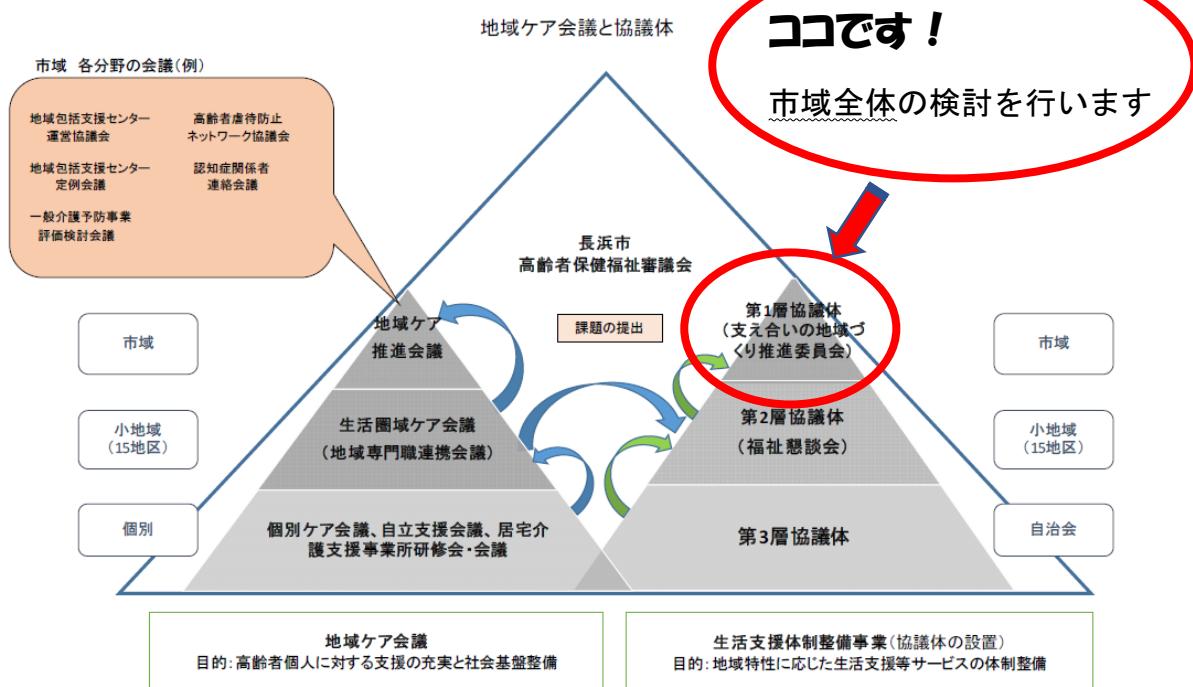
この規則は、公布の日から施行する。

支え合いの地域づくり推進委員会とは

●委員会の役割は…？？

地域住民団体やボランティア、NPO 等多様な主体による、地域における自立した生活を支援する活動や取組、体制等について、その現状や成果、課題等を踏まえて、これらの活動がさらによりよいものとなるよう、様々な立場で活躍されている委員の方々から意見を出し合っていただきながら、その方策について検討いただく場です。課題解決、新たな資源開発に向けて、積極的な情報提供・共有、連携をお願いします。

■図表：地域ぐるみで高齢者を支えるしくみ



●委員会で検討したことはどう生かされていくの…？？

生活支援コーディネーターを中心にして、第2層協議体（市内15の地区社会福祉協議会）や第3層協議体（自治会、生活支援団体等）、あるいは通いの場、サロン等の活動団体へフィードバックされることで、それぞれの地域での課題解決や活動推進へ生かされることを期待します。

市の施策としては、ゴールドプランの内容への反映を検討するため、高齢者保健福祉審議会へ検討内容を報告します。



「介護予防・日常生活支援総合事業」について

令和7年12月17日（水） 長浜市長寿推進課



「介護予防・日常生活支援総合事業」の意義と高齢者の介護予防・生活支援について

目 次

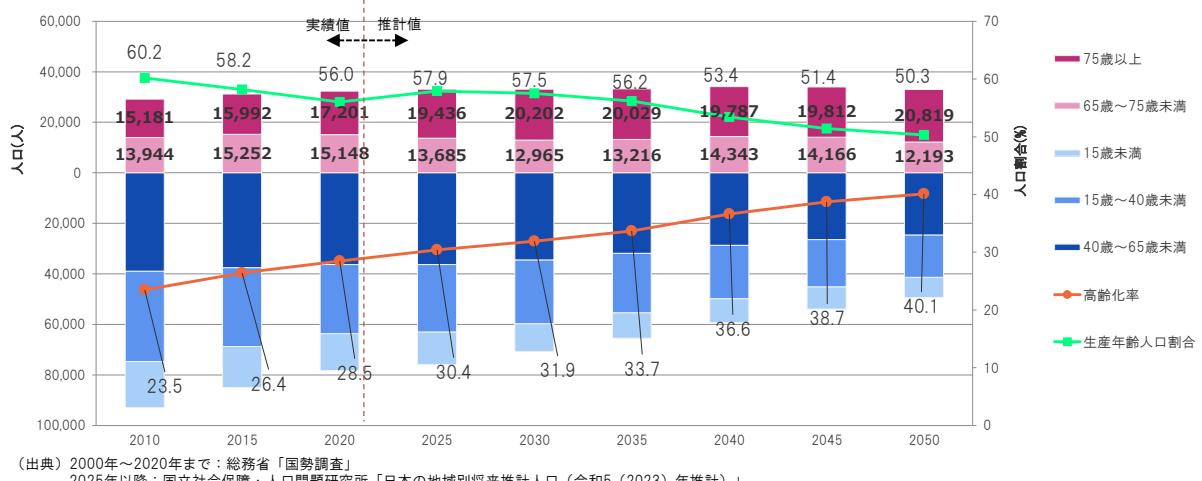
- 1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
- 2、一般介護予防事業
- 3、介護予防・生活支援サービス事業
- 4、総合事業と生活支援体制整備事業

1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



長浜市的人口の推移

◆高齢者人口は増加する一方で生産年齢人口は減少する見込み

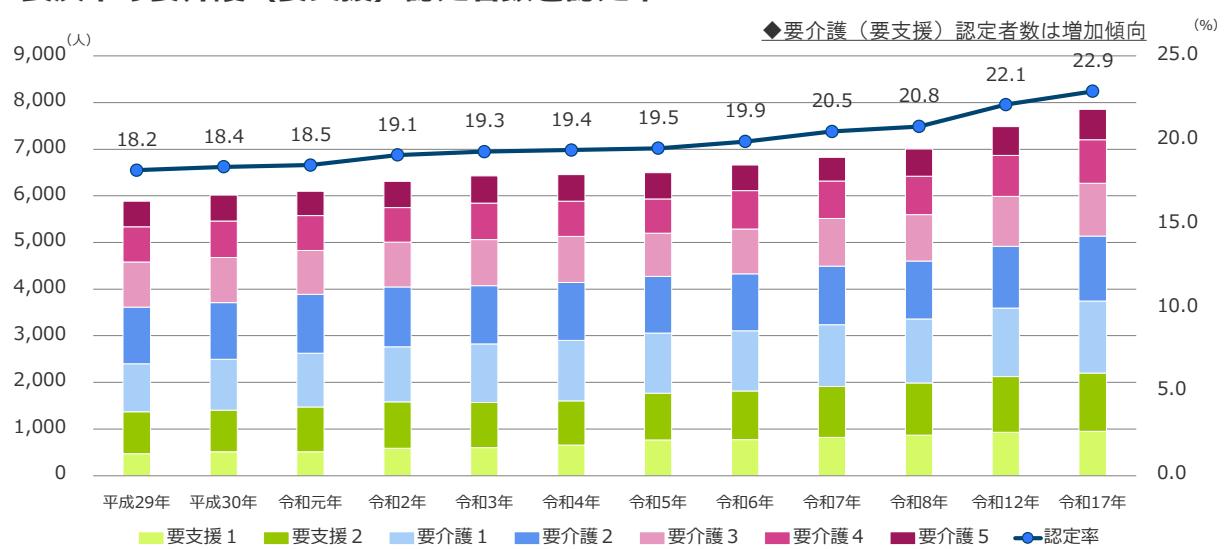


2

1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



長浜市の要介護（要支援）認定者数と認定率



3

1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



「肩車型」社会へ

ますます高齢化が進み、やがて「1人の若者が1人の高齢者を支える」という社会が訪れます。

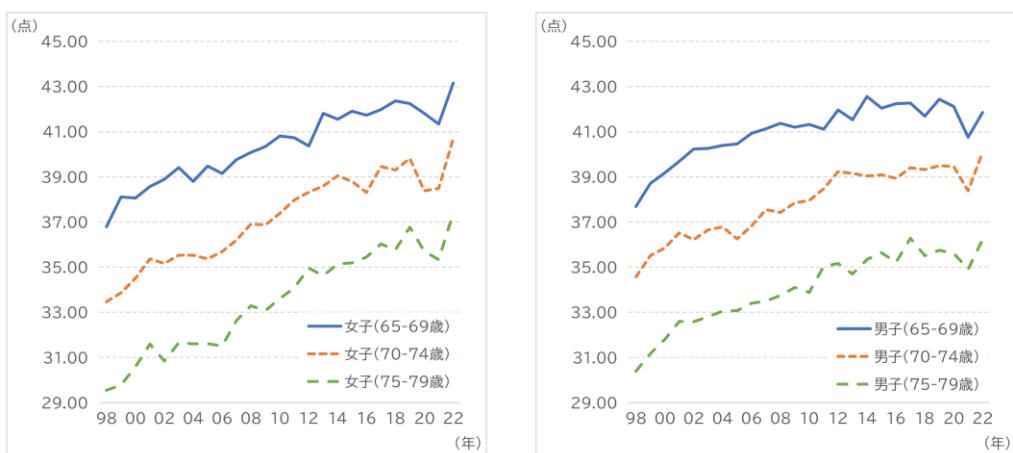


4

1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



<新体力テストの合計点の年次推移>²³



(出典)「体力・運動能力調査」(文部科学省)をもとに、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが作成

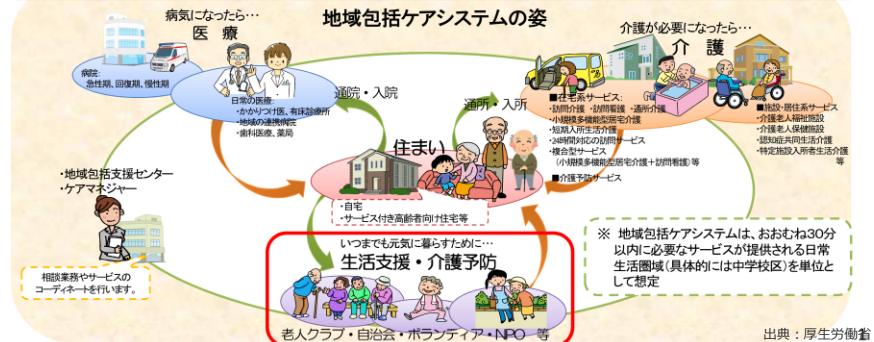
5

1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



6

1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



第1 総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

（1）総合事業の趣旨（P1～）

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

- ・介護予防の強化
- ・生活支援の多様化

（2）背景・基本的考え方（P2～）

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めている。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村・住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集まる環境づくりに心がけることが重要。

高齢者が
住み慣れた地域で、
自立した日常生活を
続けられることが目標!!

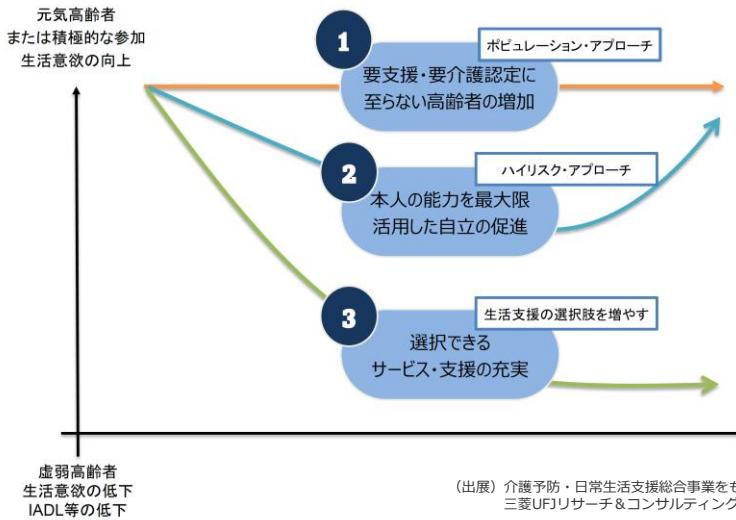
出典：厚生労働省

7

1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



<総合事業の3つのアプローチのイメージ>



8

1、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）



介護予防・日常生活支援総合事業

1

一般介護予防事業



対象

65歳以上の方

受けられるサービス

- 転倒予防教室
- 高齢者サロン
- サークル活動
- 講演会
- など

2

介護予防・生活支援サービス事業



対象

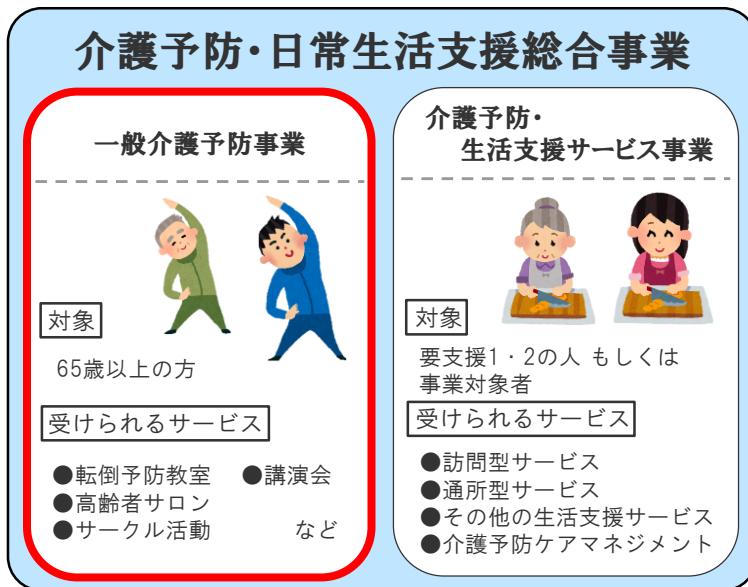
要支援1・2の人 もしくは
事業対象者

受けられるサービス

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント

3

2、一般介護予防事業



10

2、一般介護予防事業



令和7年度主な取組

●高齢者活躍よりあいどころ事業

高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点の整備、運営支援

●地域介護予防通所活動支援事業

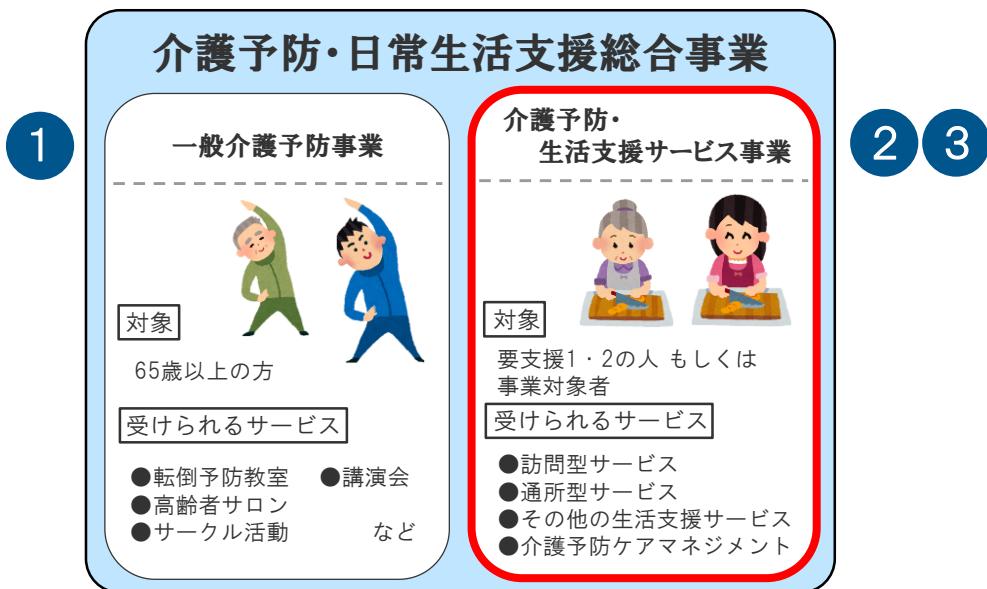
住民主体の通いの場等の活動（通所活動）を実施する団体支援

●転倒予防自主グループ等活動支援事業

転倒予防自主グループやサロンに専門職を派遣し、体力測定及び体操等指導支援

11

3. 介護予防・生活支援サービス事業



12

3. 介護予防・生活支援サービス事業



令和7年度各サービスについて（長浜市）

区分	サービス内容	事業者等
訪問型サービス	・従前の介護予防訪問介護に相当 (訪問介護員による身体介護、生活援助)	指定事業者
	・掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し 等	指定事業者 シルバー人材センター
	・従来の二次予防事業の訪問型介護予防事業 ・運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上 ・居宅での相談指導等	指定事業者、市 (理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士)
通所型サービス	・従前の介護予防通所介護に相当 (生活機能向上のための機能訓練)	指定事業者
	・運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室 ・ミニデイサービス	指定事業者
	・従来の二次予防事業の通所型介護予防事業 ・機能訓練、環境調整等	指定事業者

13

3. 介護予防・生活支援サービス事業



総合事業指定事業所数（市内）

サービスの区分		令和7年8月1日現在
訪問サービス	訪問介護（総合事業訪問介護・従前相当）	23
	訪問型サービスA（生活支援型・緩和型）	1
	訪問型サービスB（住民主体型）	0
	訪問型サービスC（集中支援型）	1
通所サービス	通所介護（総合事業通所介護・従前相当）	47
	通所型サービスA（活動支援型・緩和型）	3
	通所型サービスB（住民主体型）	0
	通所型サービスC（集中支援型）	3

長浜市介護保険課

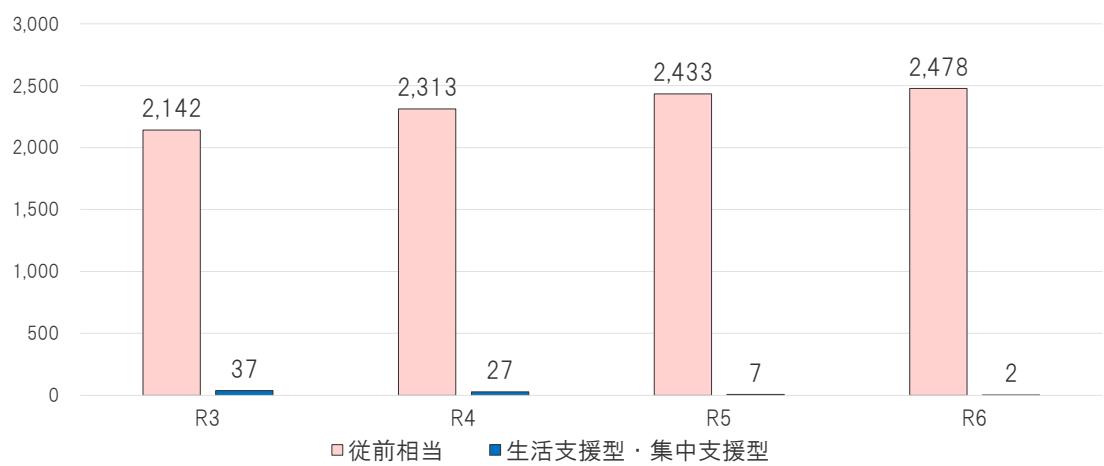
14

3. 介護予防・生活支援サービス事業



（単位:件）

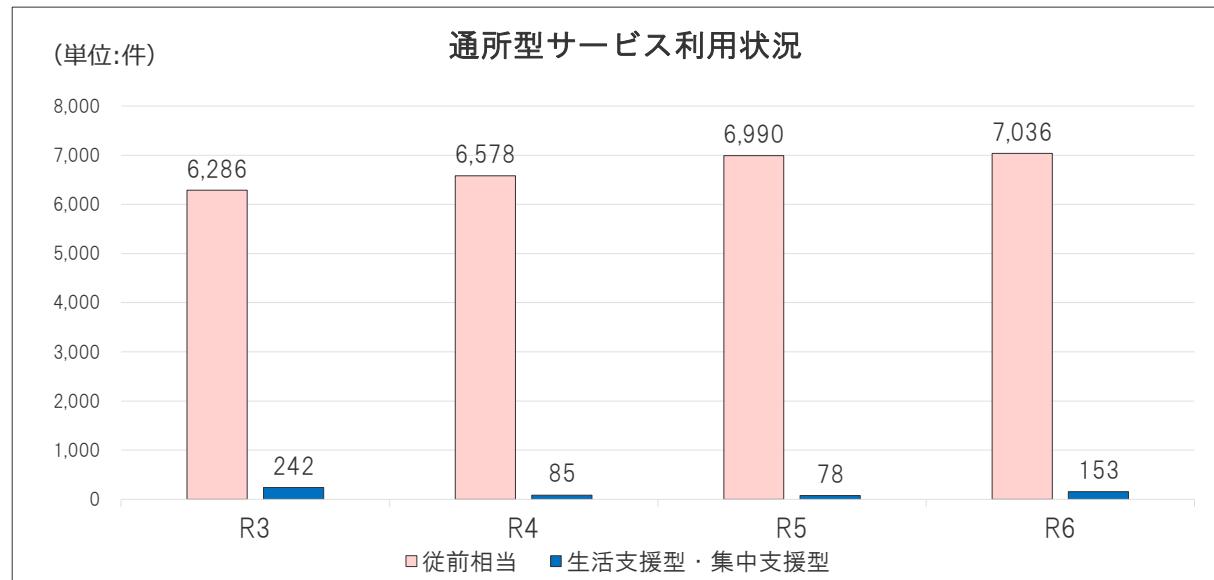
訪問型サービス利用状況



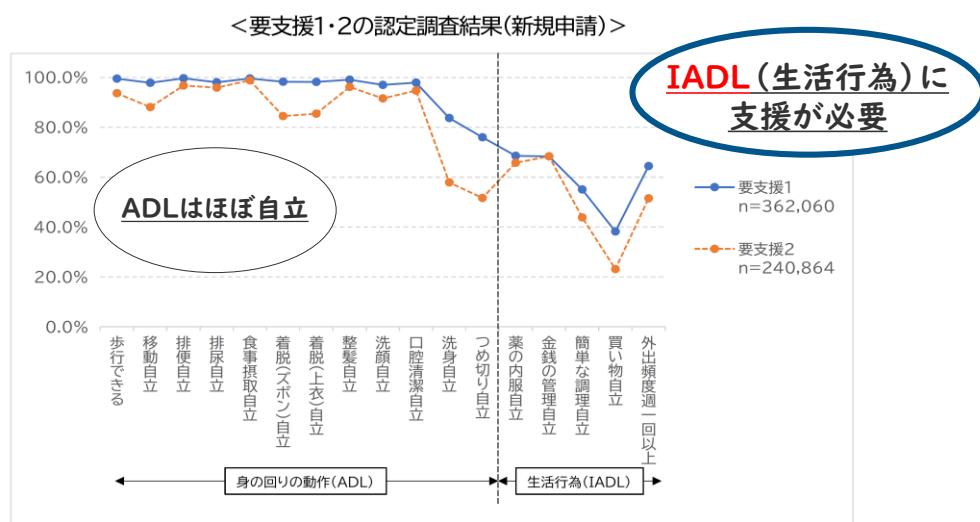
長浜市介護保険課

15

3、介護予防・生活支援サービス事業



3、介護予防・生活支援サービス事業



(出典)「第1回介護 DB オープンデータ」(認定申請日 2019年4月～2020年3月)(厚生労働省)をもとに、
三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

4、総合事業と生活支援体制整備事業



地域支援事業実施要綱

(地域支援事業の実施について (平成18年老健局長通知) 別紙 別記3)

2 生活支援体制整備事業 (法第115条の45第2項第5号)

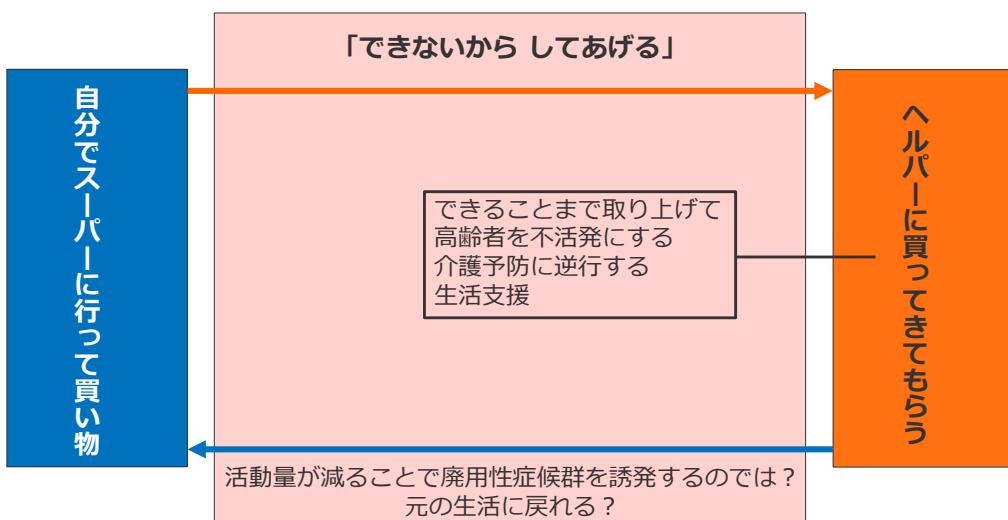
(1) 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、**NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携**しながら、**多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする**

≒ **高齢者が安心して暮らし続けられる
地域をつくっていく事業**

18

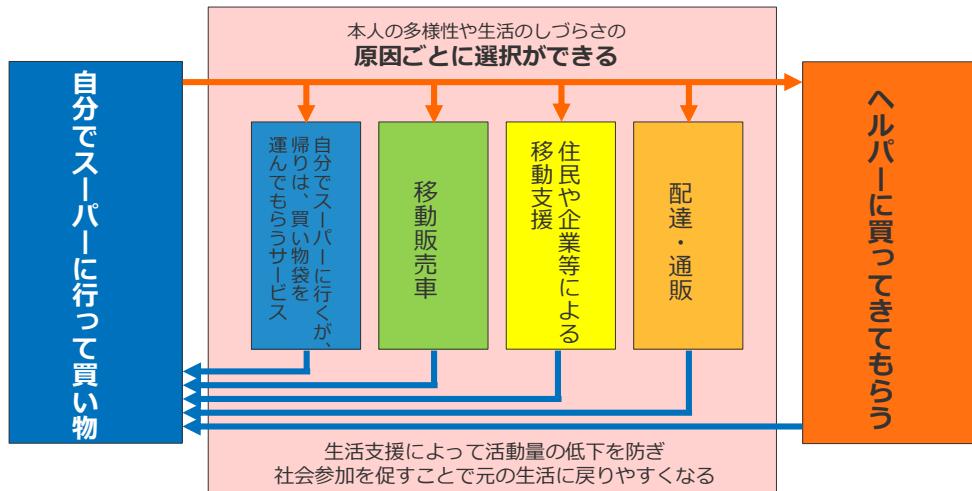
4、総合事業と生活支援体制整備事業



出典：国際長寿センター

19

4、総合事業と生活支援体制整備事業

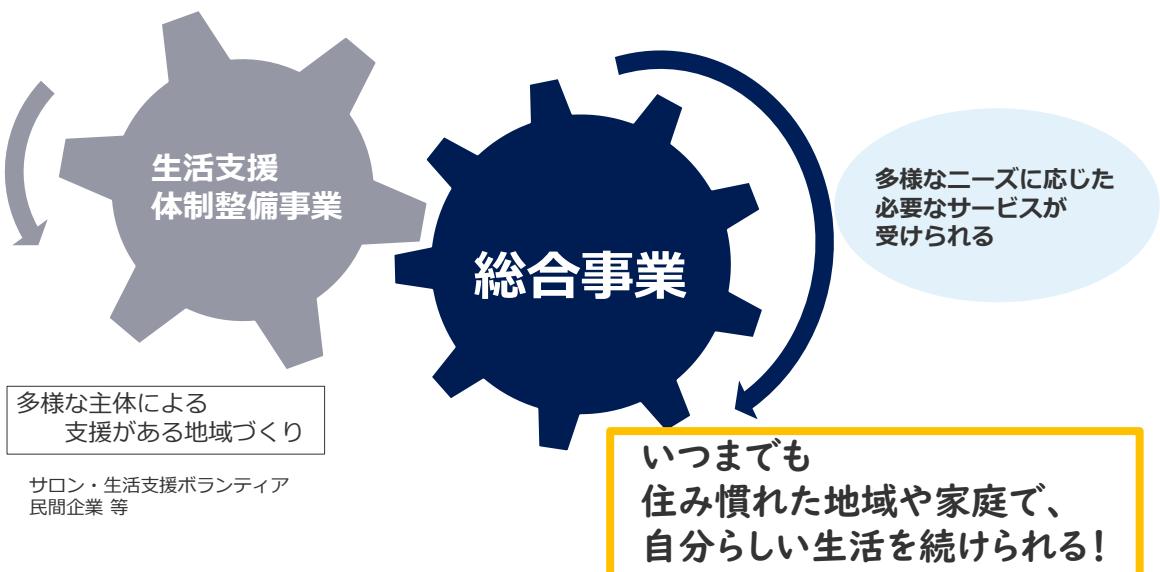


地域の多様な主体を活用して
高齢者の社会参加・活動量の維持が目指せる地域をつくる

出典：国際長寿センター

20

長浜市が目指す取組み



21